

商店街賑わいづくり支援事業 要項(岡山市商店街振興対策事業補助金)

1. 事業趣旨及び内容

商店街は、市民が買い物をする場だけでなく、街としての賑わいの創出の場の提供や地域コミュニティの担い手としてなど、重要な役割を有しています。しかしながら、空き店舗の増加、来街者の減少、経営者の高齢化など様々な課題を抱えています。

本事業では、商店街の魅力を高め、商店街が抱える様々な課題の解消等に繋げていくことを目的として、商店街の活性化を図る取り組みを行う商店会に補助金を支給します。

2. 補助対象者

次のいずれかの団体

(1)商店街振興組合

(2)事業協同組合において組織される法人格を持った商店会又はその連合会

(3)法人格を持った事業協同組合で、商業集積により街区を形成する、商店街と同様の機能を有する団体

(4)(1)～(3)の団体の構成員である、若手事業者や女性等が特定の目的をもって組織した任意団体

3. 対象事業・補助率・補助限度額

事業区分	対象事業	補助率	補助限度額
単独型	商店会が単独で実施する下記事業 ①商店街への集客や店舗の売上増加に繋がる事業 ②商店街の情報発信・宣伝促進により商店街の認知度や魅力が高まる事業	1/2	30万円
商店会連携型	複数の商店会が連携して実施する下記事業 ①商店街への集客や店舗の売上増加に繋がる事業 ②商店街の情報発信・宣伝促進により商店街の認知度や魅力が高まる事業	2/3	30万円×連携数 (上限90万円)

※国等の補助金との併用はできません。

4. 補助対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、工事請負費、備品購入費

5. 補助対象外経費

- ・団体の運営に必要な経常的経費(電話代、水道光熱費など)
- ・個人給付的な経費(景品や参加賞など)
- ・飲食・接待費、・許可申請に係る手数料
- ・振込手数料、・契約に係る印紙代
- ・店舗等の賃借に係る経費(家賃・敷金・礼金等)
- ・公租公課(消費税及び地方消費税、健康保険料等)
- ・補助事業に直接関係のない経費
- ・その他市長が補助事業としてふさわしくないと認める経費

6. 申請期間

申請期間	令和6年4月1日～予算が上限に達し次第終了
事業実施期間	交付決定日から令和7年3月31日

7. 提出書類

●補助金申請時

- ・補助金等交付申請書(岡山市補助金等交付規則の様式第1号)
- ・事業計画書(岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱の様式第1号(第6条関係))
- ・収支予算書
- ・市税滞納無証明書
- ・団体の定款及び名簿
- ・事業計画決定までの経過を記録した議事録(理事会の議事録等)
- ・見積書(明細が記載されたもの)
- ・その他事業実施に関する書類(位置図等)

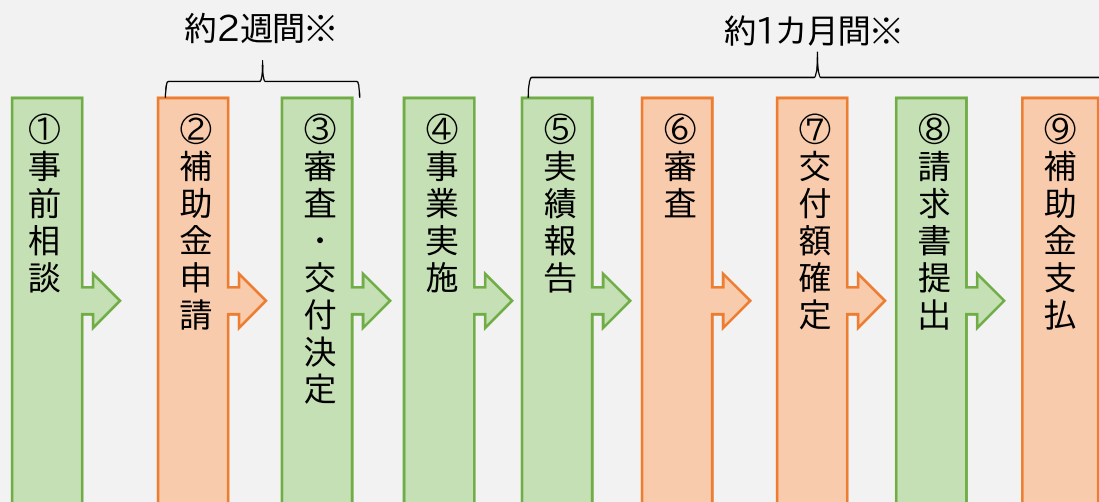
●事業実施後～完了後

- ・補助事業等着手届(岡山市補助金等交付規則の様式第4号)
- ・補助事業等完了届(岡山市補助金等交付規則の様式第4号)
- ・補助事業等実績報告書(岡山市補助金等交付規則の様式第5号)
- ・事業実施報告書(岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱の様式第2号(第10条関係))
- ・収支決算書
- ・請求書(明細が記載されたもの)
- ・領収書(振込票の控え)の写し
- ・国等の補助金を受ける場合は、確定通知書

●補助金額確定後

- ・補助金等交付請求書(岡山市補助金等交付規則の様式第7号)

8. 申請の流れ



※ 必要書類が不備・不足なく提出されてからの目安期間です。
申請状況等により期間は異なります。

8. 申請・お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市 産業観光局 商工部 産業振興課
Tel:086-803-1323
Mail:shougyou@city.okayama.lg.jp



岡山市ホームページ

